

長崎県内 学期及び長期休業日の設定状況

三学期制

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1学期					2学期				3学期				
1学期 課業期間 (4/6～7/20)					夏季休業日	2学期 課業期間 (9/1～12/24)				冬季休業日	3学期 課業期間 (1/8～3/24)		学年末休業日
4/1	4/6		7/20	7/21	8/31	9/1		12/24	1/8		3/24		
4/5								12/25	1/7			3/25 3/31	

該 当 市 町 村	長崎市、島原市、対馬市、五島市、雲仙市、長与町、時津町、川棚町、佐々町、
特 例 あ り 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○諫早市(※許可を受けて2学期制可能)、 ○壱岐市(※校長の申し出により2学期制可能) ○東彼杵町(※校長の届け出により夏季・冬季休業日期間変更可能) ○新上五島町(※校長は、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実が図れると認めるときは、授業日を体験的学習活動等休業日とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ町委員会の承認を受けなければならない。 <p>(1) 学期中の授業日に行われている地域の祭り等、地域行事の開催日を体験的学習活動等休業日として設定する場合 (2) 運動会並びに参観日等の振替休業日の設定を日曜日及び土曜日と組み合わせる等新たに連続した休業日を設ける場合 (3) 夏季休業日等の長期休業日のうちの数日を授業日に振り替え、学期中の授業日を体験的学習活動等休業日とし日曜日及び土曜日と合わせて新たに連続した休業日を設ける場合</p>

学 校 管 理 規 則 未 公 開	平戸市、松浦市、西海市、南島原市、波佐見町、小値賀町、
---	-----------------------------

二学期制

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
前期						後期							
前期前半 課業期間 (4/6～7/20)						夏季休業日	前期後半 課業期間 (9/1～10月第2月曜)		後期前半 課業期間 (10月第2月曜翌日～12/24)		冬季休業日	後期後半 課業期間 (1/8～3/24)	学年末休業日
4/1	4/6		7/20	7/21	8/31	9/1		12/24	1/8		3/24		
4/5								12/25	1/7			3/25 3/31	

該 当 市 町 村	○佐世保市(※校長の申し出により市教委が認めた場合、校長は学期の期間について特別の定めをすることができる。)
-----------------------	--